

令和4年5月6日

優良介護サービス事業所「かながわ認証」
令和2年度・令和3年度有効期間満了事業所 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長
(公 印 省 略)

優良介護サービス事業所「かながわ認証」における有効期間の臨時的な
取扱いの延長期限について（通知）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年度及び令和3年度に「かながわ認証」の有効期間が満了した事業所については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、有効期間を当面の間延長させていただいていたところ です。

このたび、「かながわ認証」の有効期間の延長は令和5年3月31日までとするので、認証の更新をご希望される場合は、令和4年度に申請書類を提出し、認証基準に係る審査を受けていただく必要があります。

なお、申請は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会（事業委託先）ホームページから行うことができますので、御確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします。

1 申請窓口

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会（事業委託先）
ホームページ <http://ninsho.kanafuku.jp/>
電話 045-227-5692

2 受付期間

令和4年7月6日（水）まで

3 掲載場所

(1) 県ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f536495/index.html>

(2) かながわ福祉サービス振興会ホームページ

<http://ninsho.kanafuku.jp/>

(3) 介護情報サービスかながわ

→ ライブラリー（書式／通知）

→ 5. 国・県の通知

→ かながわベスト介護セレクト 20 及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」
の実施について

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=843&topid=6>

問合せ先

福祉介護人材グループ 相良、諸橋

電話 045-210-4755